

保護者の皆様へ

学習用端末及び家庭用通信機器の貸出しについて

1 貸出しの内容及び対象

(1) 学習用端末（電源コードを含む）

お子様が使用できるパソコンやタブレット端末が無いご家庭が対象です。（各家庭1台まで）

(2) 家庭用通信機器

光回線やケーブルテレビ等による Wi-Fi など、動画の視聴が可能なインターネット環境が無いご家庭が対象です。 ※月に 20GB までの契約をしており、通信費は市が負担します。

2 貸出し期間

学校が定めた貸出し日から令和3年3月12日までです。

3 申請方法

「学習用端末・家庭用通信機器借用申請書（様式第1号）」を 11月20日（金）までに各担任にご提出ください。

4 貸出し方法

以下の日時、場所に保護者の方が受け取りに来てください。

(1) 日時 三者面談期間 面談時に渡します。

3年：11月30日（月）～12月3日（木）

1, 2年：12月15日（火）～12月18日（金）

(2) 場所 小田原市立千代中学校 各教室

5 返却方法

返却の方法について改めてお伝えします。

6 機器の管理

(1) お子様の学習以外での使用はしないでください。

(2) 機器の破損や紛失をしたときには、すぐに学校へ連絡してください。

その場合には、実費を負担していただくことがあります。

7 貸出しの取り消し

貸出しの対象ではなくなった場合や機器の取り扱いが不適当であると判断した場合には、以後の貸出しをお断りすることがあります。

8 その他

(1) 貸出しをする学習用端末は、機能の制限をしており、事前に決められたサイトやドリルパークのみ利用できるようになっています。

(2) 在籍する学校から転出する場合、市内の転校であっても一度機器を返却してください。